



市内局番を確かめておかけください

- 南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031
- 【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
- 【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040
- 【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020
- 【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029
- 【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

国民年金保険料の免除制度があります(申請免除制度)

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。(本人の申請が必要)

◆**申請免除制度(こころ)**
保険料の全額(1万5000円)が免除されます。受給時には全額納めたときの1/2として計算されます。

◆**3/4免除**
保険料の3/4が免除され、各月1/4の保険料(3810円)を納付します。受給時には全額納めたときの5/8として計算されます。

◆**半額免除**
保険料の半額が免除され、各月半額の保険料(7630円)を納付します。受給時には全額納めたとき

の6/8として計算されます。

◆**1/4免除**
保険料の1/4が免除され、各月3/4の保険料(1万1440円)を納付します。受給時には全額納めたときの7/8として計算されます。

※3/4、半額、1/4免除は、納付しなければ未納扱いとなります。

【前年度に申請免除制度を利用していた人へ】
毎年7月が更新月です。継続して免除を希望される人は必ず申請してください。(全額免除・若年者納付猶予を承認された人で、継続申請の申出をされている人は自動的に審査が行われますので、申請書の提出は不要です)

※今年4月から、免除申請が2年1か月前の月分までさかのぼって申請でき

免除の対象となる所得のめやす(1人あたり)

免除の種類	単身世帯	2人世帯	4人世帯
全額免除	57万円	92万円	162万円
3/4免除	93万円	142万円	230万円
半額免除	141万円	195万円	282万円
1/4免除	189万円	247万円	335万円

※申請者本人の他、配偶者および世帯主も所得基準の範囲内である必要があります

○明石年金事務所
☎078・912・4980

年金相談

日時 **8月1日(金)**
午前11時～午後3時
場所 南淡公民館
※要予約 先着24人
☎市民課 ☎43・5023

家畜の飼養状況の報告をしてください

家畜伝染病予防法では、全ての家畜(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥)の飼育者(愛玩も含む1頭羽以上)は毎年、飼育状況の報告書を家畜保健衛生所に届け出ることが定められています。

まだ報告書の届出をされていない人は「淡路家畜保健衛生所」に届け出てください。

☎淡路家畜保健衛生所 ☎45・2411

※報告書の様式は「姫路家畜保健衛生所」のホームページで検索できます

通勤・通学者の人へ 交通費助成制度

市では、市内から遠方へ通勤・通学される人に対して「通勤・通学者交通費助成金制度」を設けています。

このたび、申請書の提出期限について見直しを行いましたので、申請時期にご注意ください。

○少子対策課 ☎44・3040

農業委員会委員選挙について

投票日 **7月13日(日)**
告示日 **7月6日(日)**

◆**選挙方法** 定数…30人
4選挙区に分けて行います
(緑地域4人、西淡地域6人、三原地域12人、南淡地域8人)

○選挙管理委員会 ☎43・5004

学生用共同住宅を新築する事業主に対し 補助金を交付します

学生が入居するための住居が不足しているため、市では、市内において学生用共同住宅を整備(新築または増築)する人に整備費の一部を助成し、学生用共同住宅の整備を推進しています。

◆**補助金額**
整備する学生用共同住宅の住戸数に50万円を乗じて得た額(1回限り)

【例】10戸(部屋)整備の場合
50万円×10戸＝500万円

◆**補助対象者**(全て該当)
①市税の滞納がない者
②市内に居住し、住所を有する個人または市内に本店または営業所を有する法人

◆**交付要件**(全て該当)
①区画の住戸の床面積が22㎡以上であって、浴室、トイレ及び台所が専用であり、冷暖房設備を完備している

◆**申請方法**
①申請書は、西淡庁舎1階の企業誘致課または市ホームページで取得し、必要書類を添付の上、同課に申請してください

②事業着手前までに申請してください

※学生とは、市内の大学に在学している、または入学することが決定している人です

※この補助金については、平成27年度までの3年間で予定しています

○企業誘致課 ☎37・3046

国民健康保険の資格喪失手続きはお済みですか

就職等により、社会保険などの健康保険に加入された国民健康保険の被保険者の人は、国保の資格喪失届が必要で、届出がないと国保の資格は喪失されず、国保料も課税されます。

新しい保険証が届いている人は、市役所へ届出を行ってください。

なお、他の健康保険に加入しているにもかかわらず

◆**届出に必要なもの**
①新たに加入した健康保険の被保険者証
②国保の被保険者証
③印かん
④身分証明書(免許証等)

☎保険課 ☎44・3003

福祉医療の受給者証を送付 7月から利用できます

対象者には6月下旬に「受給者証」を送付しています。7月以降は新しい受給者証で受診してください。

◆**受給者証の交付**
交付には所得の申告が必要です。対象者でも所得の申告がない場合は、受給資格の確認ができないため、受給者証を交付できません。

※平成26年1月1日に市内に住所がない人は、住所が

あつた市区町村で平成26年度所得・課税証明書(市民税所得割税額の控除の明細がわかるもの)の交付を受けてください。

※7月1日から福祉医療費助成制度の一部が変わります。(広報6月号掲載)受給者証と合わせて改正内容もご確認ください。

☎保険課 ☎44・3003

猫による被害をなくすために!

敷地内での繁殖やふん尿など、猫による被害が発生しています。猫を捨てることは動物愛護法違反に当たります。猫を飼い始めたら最後まで責任を持って飼いましょう。また、野良猫にむやみに餌を与えると猫が増え、結果として近隣の人への被害が増えてしまいます。

地域の人への思いやりを忘れず行動しましょう。

○生活環境課 ☎43・5024

災害に備えよう!

自然災害から身を守るためには一人ひとりが防災意識を高めるとともに、日頃からの災害への備えが重要です。

南あわじ警察署

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

社会の健全な発展を図るために、不法就労・不法滞在問題について正しく理解し、外国人の不法就労・不法滞在をなくすようご協力をお願いします。

南あわじ警察署